

#### (4) 表彰・モデル認定

### 男女共同参画推進事業者表彰

福島県郡山市市民部男女共同参画課

(H17.4.1 現在人口 333,566人)

TEL 024-924-3351

FAX 024-924-0956

メールアドレス

danjokyoudou@city.koriyama.fukushima.jp

ホームページ

<http://www.city.koriyama.fukushima.jp>

#### ○ 目的・概要

平成15年4月に「郡山市男女共同参画推進条例」が施行され、その中で「事業者の表彰」として、『市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している事業者を表彰し公表するものとする』と定め、平成16年度に郡山市男女共同参画推進事業者表彰制度を創設し、事業者における男女共同参画に関する取組みの推進を図ることとした。

その内容は、男女の人権に配慮し、男女がともに働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる、女性の能力活用や活動領域拡大に積極的に取り組んでいる、家庭生活とその他の活動との両立支援のために積極的に取り組んでいる等、男女が共同して参画することのできる体制整備や環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を募集し、その功績が顕著であると認められる事業者を表彰し、公表することにより、事業者の積極的取り組みを啓発し、男女共同参画社会づくりに関する市民意識の高揚を図るものである。

#### ○ 特徴

表彰の対象事業者は、条例に定めてあるとおり、営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行っている個人及び法人その他の団体であり、企業のほか町内会など地域で活動している幅広い団体からの応募を心がけている。

また、事業者の取組みの公表については、市のホームページや広報紙に掲載するほか、男女共同参画社会の実現を目指し、人権の尊重と望ましい男女の生き方を考える機会を提供するため、実行委員会方式により、市民と行政の協働により開催し、毎年、多くの市民が集まる「郡山市男女共同参画フェスティバル」のオープニングセレモニーにおいて表彰式を行うことにより、より多くの市民に対し、事業者の取組みが公表できるよう努めている。

#### ○ 実施にあたって留意・工夫した点

男女が共同して参画することのできる体制整備や環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を市のホームページ、広報紙や各情報紙等への掲載、市内公共施設へチラシを配布するなどして、男女共同参画推進事業者を募集したが、思うように応募が集まらなかつたため、郡山市男女共同参画審議会委員へ推薦の依頼、また、商工会議所、各工業団地会、町内会連絡協議会に出向き、男女共同参画社会実現の重要性、男女共同参画推進事業者表彰制度の趣旨等を説明し、積極的に各団体への働きかけを行った。

#### ○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予 算： 77千円

従事する職員数： 0.3名

#### ○ 取組による効果、参考データ等

第1回の平成16年度は、6件の応募があり、郡山市男女共同参画推進事業者選考委員会の選考の結果、2事業者を表彰。表彰理由は次のとおりであった。

- ① 職場での性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）対策やISO環境委員会等設置により男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。
- ② 男性が中心であった部門へ女性を配置するなど、性別にとらわれない職域拡大に取り組んでいる。
- ③ 育児休業制度の活用による仕事と家庭生活などの両立の支援に取り組んでいる。職場での性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）対策や改善提案制度と改善提案の実行により男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。
- ④ ボランティア休暇の制度化や社内メールアンケート等による職場風土の改善を実施し、男女が共同して

参画する社会づくりに積極的に取り組んでいる。

2事業者とも工業団地からの表彰であったが、企業における男女共同参画に関する積極的取り組みの啓発、また、その取組みを公表することにより、地域における“人権尊重”、“男女平等”気運の醸成を図れたと思うが、これを今後も継続していかなければならない。

## ○ 今後の課題・方向性

男女共同参画社会の実現には、事業者が担う役割が大きいことから、企業に限らず、幅広い分野の男女共同参画推進事業者を表彰し、その取組みを公表しなければならないと考えている。

今後の改善策として、企業部門、町内会等の地域団体部門、また、企業部門においても製造業、サービス業等、部門別の募集方法について検討が必要である。

また、男女共同参画推進事業者の入札時における優遇措置の導入についての検討も必要である。

## 男女共同参画推進事業者表彰

福島県会津若松市企画政策部企画調整課男女共同参画推進グループ

(H17.4.1 現在人口 122,943 人)

TEL 0242-39-1405

FAX 0242-39-1400

メールアドレス

kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

ホームページ

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/j/joho/danjo/index.htm>

### ○ 目的・概要

平成16年4月に、「会津若松市男女共同参画推進条例」が施行され、その中で「市は必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業の状況その他の男女共同参画の状況について報告を求めることができる。」と定め、これを具現化するために、「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン『チャレンジ2008』」の重点事業に「男女共同参画推進報告書」の提出と「優良企業表彰」を位置づけています。

その内容は、入札参加資格審査申請の際に、事業主に対し「男女共同参画推進状況報告書」の提出を求め、また、入札参加資格審査の申請が必要ない一般企業からも広く、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる企業を募集しています。これらの報告書の中から（必要に応じて状況調査を実施）優良企業を表彰しています。

### ○ 特徴

報告書の提出は、市の競争入札へ参加するための「入札参加資格審査申請」の際に提出を求めています。現在は協力要請であり、義務ではないため、資格の審査要件にはなっていません。

優良企業の選考基準としては、(1)女性従業員の能力活用や職域拡大のため積極的に取り組んでいるもの(2)男女が共同して参画することのできる職場環境づくりに積極的に取り組んでいるもの(3)ポジティブ・アクションの措置を取り入れているもの(4)その他、独自の取り組みを積極的に行なっているものにポイントを絞り、その功績が顕著であると認められる事業者を選定しました。

### ○ 実施にあたって留意・工夫した点

男女共同参画を推進するという視点に立ち、男女共同参画推進事業者の選定を公平かつ適性に行なうため、会津若松市男女共同参画審議会委員を審査員として依頼。

選考基準に基づく評点の方法について論議が行われ、第1次審査においては、女性登用率及び家庭生活と職業生活の両立ができるような職場環境づくりがされているか、さらに、積極的改善措置をとりいれているかなどから判断し、上位12社を絞りました。

第2次審査において、実施している制度の数、女性管理職への登用率の高い順に点数化し、高得点順にならべ、さらに、状況調査の実施、他の機関からの情報を収集するなどして総合的に判断し、「平成16年度会津若松市男女共同参画推進事業者」を決定しました。

### ○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予算：24,150円

従事する職員数：1.5人

### ○ 取組による効果、参考データ等

平成16年度の「男女共同参画推進状況報告書」の提出事業者数893件のうち、市内に事業所がある365件、その他一般公募により提出した企業1件の中から、第1次審査で12社を選考し、第2次審査で厳正なる審査をした結果2社が男女共同参画推進事業者と決定しました。なお、男女共同参画推進事業者である2社については、今年2月27日に開催された「男女共同参画都市宣言5周年記念行事」において表彰しました。

取組みの効果としては、企業における男女共同参画の推進状況の把握ができること、また、報告書を事業者が記載し、あるいは点検することによって、自らの取組みを総括することにもなり、事業者の意識改革につながるものと考えます。

### ○ 今後の課題・方向性

男女共同参画のモデル事業者となる「優良企業表彰」の選考基準は重要であり、単に制度があるだけでなく、正しく運用されているかどうかの状況調査を含め、今後、どのように総合的評価をしていくかが大きな課題となっています。

また、提出した企業の中から積極的に男女共同参画の推進に努める企業には、優遇措置などを設けるなどして、一般事業所（入札に関係ない事業者）を含め多くの事業所が男女共同参画を推進するための原動力となるよう、さらに効果的な取組みをしていきたいと考えております。

## 男女共同参画モデル家庭認定事業

山梨県塩山市総務課行政担当

(H17.4.1 現在人口 26,232人)

TEL 0553-32-2111

FAX 0553-32-1818

メールアドレス soumuka@enzan.yamanashi.jp

ホームページ <http://www.city.enzan.yamanashi.jp/index2.html>

### ○ 目的・概要

塩山市男女共同参画推進委員会では、平成16年3月に策定された「男と女 輝いてえんざん21」をもとに推進活動を開始しました。このプランは魅力ある地域づくりにすべての住民が、思いやりと支えあいのある家庭と連携して取組み、職場もそれを支援する次世代育成のまちを目指すものであり、「地域・家庭・職場・社会」の4つの基本目標からなるものです。

その中の「家庭」では、思いやりと認め合いのある家庭と、理解と協力する家族を目指すため、モデル家庭の認定の促進に取り組みました。これは家庭としての男女共同参画に関心を持つことが目的ですが、掃除、洗濯等の家事6項目について家族の参画状況を点数化するための調査（参画点）を行い、3ヶ月後の再調査で参画点が上回ると、モデル家庭として認定し、地域の模範となっていただき、男女共同参画社会の実現を目指しています。

### ○ 特徴

性で固定化された家庭内の役割分担を改善するため、女性の役割となりがちな主要家事である、掃除、洗濯、食事の支度、食事の後片付け、買い物、ごみ出しの6項目について家族全員が参画者として参画点を調査することで、家族員が家事への参画意欲を高めるとともに、家庭内の役割の大切さを認め合うことができ、互いに自立して家族としての責任を担える家族関係づくりの推進へつながります。

### ○ 実施にあたって留意・工夫した点

モデル家庭であるため、家族全員のチャレンジが望ましいのですが、強制とならないよう、参画可能な家族員で楽しみながらチャレンジしてもらいました。

また、認定書は推進委員が作成し、取り組みへの達成感を家族全員で実感できることと、認定後もそれが意識し継続してもらうことを考え、チャレンジした家族員全員の名前を記入するとともに、家族の全員が目に付き、家族以外の方へも宣伝となるよう玄関などに置いてもらうようお願いしました。

チャレンジ家庭の募集については、男女共同参画社会や推進委員会の活動について、多くの市民に知ってもらうために、市の広報を利用しました。

その他、調査票のごみ出しの項目については、市で取り組みが開始した可燃ごみの減量化・資源ごみの分別に多くの市民が関心を持つことができるよう、項目の一つとしました。

### ○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予 算：特になし

従事する職員数：0. 5名

### ○ 取組による効果、参考データ等

今回のチャレンジでは9件の家庭が認定となり、認定書を交付することができました。

チャレンジした家族からは、チャレンジ後の2回目の調査で点数が上がるよう普段から家事への関心を持つようになり、楽しく取り組むことができたとの感想がありました。認定されることが目的ではありませんが、この取り組みを通して、家庭内での男女共同参画について感心をもってもらうことを期待しております。

また、参考データとしては、現在の参画点の調査結果は、チャレンジ家族の女性のほとんどが、最高点である18点（3点×6項目）のポイントを取得しておりますが、男性は2点から6点であり、年齢が高くなるほど、参画点が低くなっていることが読み取られました。長い歴史の中で形づくられた固定的役割分担意識や慣習が根強く残っていることと、若い世代の意識には、男女が互いに支えあう社会となりつつあることが伺えました。

## ○ 今後の課題・方向性

現在の参画点調査では、家族全員の参画点が2回目の調査で1回目を上回ることで認定となっていますが、依然として女性の家事従事が目立っています。性による役割分担を固定化せず、家族が家事を積極的に担うためには、家族それぞれが家庭内で自立し、互いを思い合う心と、支えあう心の醸成が必要です。

さらに、地域内で実践することで、事例を紹介し、地域と家庭が連携した男女共同参画社会づくりへの取り組みを考えております。

また、市の広報を利用し、モデル家庭へのチャレンジを募集しておりますが、積極的なチャレンジがないのが現状です。今回のモデル家庭の紹介を通し、男女共同参画社会や推進委員会の取り組みに理解をいただき、継続していくことが大切であると考えております。

## 男女共同参画推進事業者表彰

長野県上田市総務部男女共同参画課

(H17.4.1 現在人口 125,498人)

TEL 0268-23-5245

FAX 0268-27-3123

メールアドレス danjo@city.ueda.nagano.jp

ホームページ <http://www.city.ueda.nagano.jp/danjo/>

### ○ 目的・概要

\* 男女共同参画の推進のための取り組みを積極的に行っている事業者（市内において企業や自営業者等営利を目的としている事業者、営利を目的としない自治会やPTA、老人会等各種団体など）を表彰し、広くこれを市民に周知することを通して、仕事と家庭の両立のための環境整備と、女性が能力を発揮できる社会づくりの推進をはかる。

\* 具体的には上田市男女共同参画推進事業者表彰要綱第2条で以下のように規定している

- (1) 女性の能力活用や職域拡大のため、積極的な取り組みを行っている事業者
- (2) 家庭生活と仕事やその他の活動との両立支援するため独自の取り組みを行っている事業者
- (3) 前2号にあげるものほか、男女が共同して参画することのできる環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者

公募によって、事業者を推薦又は自己推薦していただき、当課職員と男女共同参画推進委員（市民）で事業者に聞き取り調査を行い、男女共同参画推進委員会の場で表彰に適切かどうかを検討する。表彰式での表彰や広報での紹介を通して、制度や受賞者の取り組みを積極的に紹介する。

### ○ 特徴

平成15年4月に「上田市男女共同参画の推進に関する条例」が制定された。本条例に基づいて男女共同参画を推進していくにあたり、市、市民、事業者の果たすべき責務について明確にし、男女共同参画事業者表彰制度については、第19条2項で「男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に行っている事業者に対し、表彰することができる」と明記している。本表彰制度の実施要綱については、平成16年1月1日施行。

条例に明記することにより、本制度を実施する責任が明確になり、継続して行うことができる。

### ○ 実施にあたって留意・工夫した点

#### ◆建設工事入札参加資格審査時の配慮

平成17・18年度上田市建設工事及び建設コンサルタント等の業務に係る入札参加資格申請について、申請書類のひとつとして、男女共同参画表彰（写し）が認められている。また、資格付与の際の総合点算出でも考慮されている。

企業、特に建築業などにおいては、指導だけでは男女共同参画を進めにくい部分もある。表彰という形を通して、また入札参加の際の考慮というメリットを設けることで、男女共同参画に取り組みやすくなるようなきっかけ作りを行った。

### ○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予算額 108千円

職員数 3人

### ○ 取組による効果、参考データ等

昨年が第1回目の表彰であったが、4団体を表彰した。自治会については、広報の特集号で受賞自治会をとりあげたが、後日市民団体の方から、「自治会内に女性を登用したいという動きがでた」という報告があった。また、依頼のあった自治会へ「出前講座」という形で男女共同参画学習のための講演を行っているが、6月末時点までの出前講座の依頼は、前年比6件増（昨年同時期の倍）になっており、自治会で男女共同参画社会づくりへの関心の高まりがうかがえる。

### ○ 今後の課題・方向性

広報、ホームページ等で本制度について知らせているが、まだ十分には周知できていない。今後はより多くの事業者が意欲的に応募していただけるよう、入札制度における配慮をわかりやすく示すなど、効果的に周知していく必要がある。

平成16年度に第1回目の表彰を行ったところなので、効果が現れている様子を明確に示すことはできないが、今後も本制度を継続し、企業における女性の能力発揮、自治会3役への女性の積極的登用など、男女共同参画のまちづくりにつなげたい。

## 男女共同参画推進モデル地区事業

静岡県藤枝市企画財政部男女共同参画課

(H17.4.1 現在人口 131,600人)

TEL 054-643-3111

FAX 054-643-3604

メールアドレス danjo@city.fujieda.shizuoka.jp

ホームページ <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp>

### ○ 目的

男女共同参画プラン「ホップ！ステップ！！ジャンプ！！！」及び後期行動プラン「ジャンプ21」を推進するうえで、モデル地区を指定し、地域の課題を男女共同参画の視点で見直す。

地域社会から男女平等意識の確立や男女共同参画の推進を図ることを目的として、意識啓発及び新しい地域づくりを目指す。

#### 概要

平成12年11月に初めて、広幡地区をモデル地区に指定。事業は1年間かけて自治会・町内会を中心に推進組織をつくり、地域の課題を男女共同参画の視点で見直し、実施計画を作成し、住民参加で実践事業を行った後に報告会を開催し終了。

その後、地域住民自らが家庭、地域活動で意識的な取り組みを実践していく。

以後、大洲地区、西益津地区、葉梨地区を実施し、平成17年5月より「高洲地区」を指定し、実施している。

### ○ 特徴

例えば第1号モデル地区に指定した広幡地区では、まず推進員が「家事・育児」「高齢者・介護」「教育・しつけ」「地域・ボランティア」の4つのグループに分かれた。それぞれ「子育てを通して男女共同参画を考える」「男女で取り組む社会参加」などのスローガンを掲げ、寸劇や学習会、展示会、研修会といった実践活動を行った。小中学生やその保護者、自治会メンバーといった老若男女を問わない参加者が、学校の教室やJAの駐車場を利用して行った。

地域住民が男女共同参画の視点で地域の課題を自ら考えて取り組む本事業は、全国的にも数少ない事業と思われ、藤枝市の特徴的な施策として、市内の各地区へ拡大していくものである。

### ○ 実施にあたって留意・工夫した点

- ・ 地域社会で進める体制づくりをつくるため、地域、学校、家庭より推進委員を選出し、自治会が中心になって組織編成をする。
- ・ 毎月の学習会や実践事業の運営は、推進委員が主体的に進める。  
( 学習のカリキュラムは、担当課が作成)

### ○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予算 推進地区事業費 604千円

内訳 報償費（講師謝礼・アドバイザー等報償費） 343千円

需用費（会議用食料費・報告書の印刷製本費） 261千円

職員 3人（課長・係長・担当）

### ○ 取組による効果、参考データ等

#### 【実績】

平成12～13年 広幡地区実施 推進委員 53人 事業参加者 840人

平成13～14年 大洲地区実施 推進委員 66人 事業参加者 630人

平成14～15年西益津地区実施 推進委員 63人 事業参加者 790人

平成15～16年 葉梨地区実施 推進委員 89人 事業参加者 1,000人

#### 【効果】

- ・ 地域の諸活動に女性の参画が増加（女性PTA会長、女性町内会長・組長等）



## 男女共同参画推進事業者表彰

滋賀県彦根市市民環境部市民交流課

TEL 0749-30-6113

(H17.4.1 現在人口 110,012人)

メールアドレス danjo@ma.city.hikone.shiga.jp

FAX 0749-22-1398

ホームページ <http://www.city.hikone.shiga.jp/>

### ○ 目的・概要

本市では平成14年4月に「男女共同参画を推進する彦根市条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者が協働し、積極的に取り組んでいます。この条例の第15条では『市は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に実施している事業者の表彰および公表を行うことができる』と規定し、毎年表彰対象者の表彰を行っています。(この事業者とは、営利活動を行う個人・法人以外に市内公的機関や非営利活動団体および自治会等も含むと定義しています)

表彰することで市民や事業者にそれぞれの責務を確認させるとともに表彰を受けるために、自分たちの団体等の活動が男女共同参画の視点が取り入れたものとなっているか見直すきっかけにもしていただいています。また表彰内容を公表することで、表彰団体が他のモデルとなり他の団体への波及も期待するものです。

### ○ 特徴

営利企業だけでなく自治会や公的機関、NPOも事業者として、例えば地域に残る慣例慣習の見直し、自治会の女性の参画、催し等での男女共同参画の推進等市民にとって身近な取組みとして促進することができます。また、男女共同参画に対して取組が十分でない企業には男女共同参画に取り組むことにより、企業のイメージアップを図る表彰であることを啓発しています。

### ○ 実施にあたって留意・工夫した点

- ・ 男女共同参画の視点を取り入れることを奨励するという意味もあり、初めから表彰事業者数を決めていません。
- ・ 企業の取り組みと、自治会等の取り組みを比較しません。(ただし、応募団体の中の同種の団体との比較はします)
- ・ 選考の結果として、評価した点やできなかった点など審査内容および今後に期待することなど、選考委員会の意見を応募団体全部に詳細にお知らせすることで、男女共同参画の取り組みを続けてもらう工夫をしています。中には、選考委員会での評価をふまえ、2年連続で応募される事業者もあります。

### ○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予算 36,000円(募集チラシ、副賞(額))

従事する職員数 3人

### ○ 取組による効果、参考データ等

この表彰は本来、先進的な取り組みをしている団体を表彰するべきですが、条例施行してまだ間もないこともあり、これからの取組を期待するといった奨励の意味を込めて選考されるのが現状です。

過去3年の実績としては、毎年5事業者の応募があり、選考委員会による審査を経て各年度2事業者ずつ、6事業者を表彰しました。

### ○ 今後の課題・方向性

表彰されることでメリットがあると思われる工夫が必要。表彰を受けた事業者をより広く市民や市内の企業に周知する方法を工夫し、応募者が増える工夫が必要。

企業の場合は、報道機関に積極的に広報することで、企業のイメージアップと宣伝効果が期待できるが、自治会などは役員個人の意識差が大きく、応募してもらいにくい。

選考委員の中からは、表彰後の各団体の体制がどうなっているかをチェックすることが必要ではないかという意見がある。特に単年度で役員体制が替わる自治会では、表彰された年だけの取り組みに終わってしまわないように、表彰後の報告等も考えていかなければならない。企業については、表彰後は市の事業に協力してもらいやすいので、社員研修としてセンター講座(市立男女共同参画センター)への参加を案内している。